

## 2016年度 業務及び財産の状況に関する説明書類

2017年6月20日

NPO 法人アビリティクラブたすけあい

**アビリティ共済**

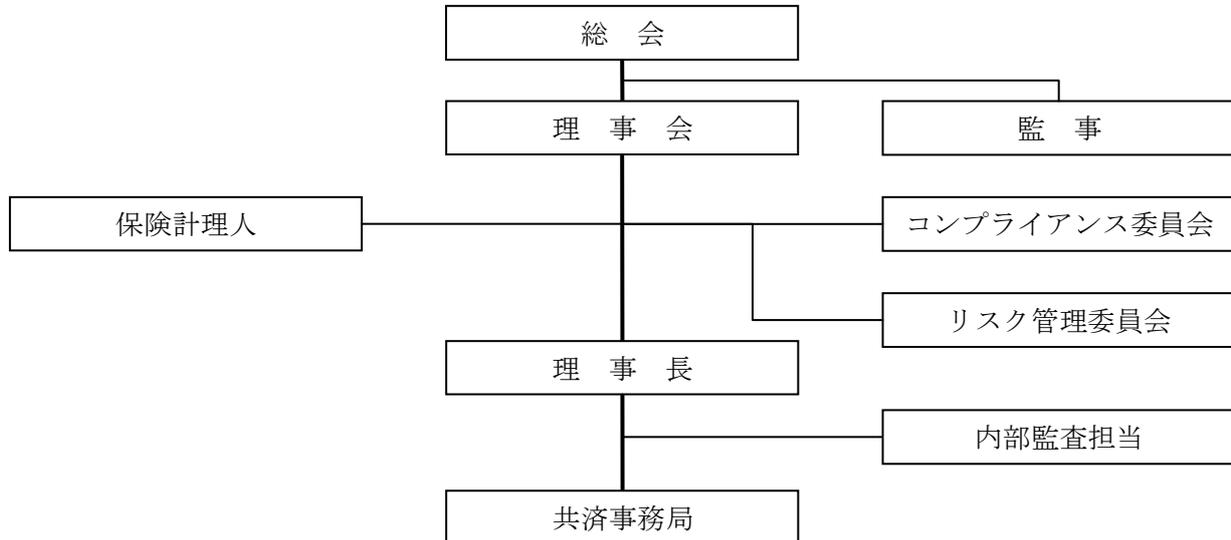
この書類は、保険業法第 272 条の 17 で準用される同法 111 条第 1 項に基づき、保険業法施行規則第 211 条の 37 で規定される記載事項に準じて作成しています。

2016年度のアビリティ共済に関する業務及び財産の状況を、以下の通り説明します。

I. 保険業法第111条第1項関係

1. 少額短期保険業者の概況及び組織

イ. 経営の組織



ロ. 少額短期保険業に係る留保金 . . . 10百万円

ハ. 役員の氏名及び役職名

(2017年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	常務への従事	監督庁の承認を要する兼職
池口 葉子	理事長	常務に従事していない	—
金子 美恵子	副理事長	常務に従事していない	—
土田 さち子	副理事長	常務に従事していない	—
大谷 和子	専務理事	常務に従事している	なし
荒尾 みつ子	理事	常務に従事していない	—
大海 篤子	理事	常務に従事していない	—
角 能	理事	常務に従事していない	—
黒澤 桃枝	理事	常務に従事していない	—
小林 徹也	理事	常務に従事していない	—
小柳 智恵	理事	常務に従事していない	—
小宮 淳子	理事	常務に従事していない	—
渋谷 恵美子	理事	常務に従事していない	—
辻 利夫	理事	常務に従事していない	—
豊泉 惣子	理事	常務に従事していない	—
中村 美穂子	理事	常務に従事していない	—
星 淳子	理事	常務に従事していない	—

山木 きょう子	理 事	常務に従事していない	—
山本 ふき子	理 事	常務に従事していない	—
石毛 鏡子	監 事	常務に従事していない	—
矢崎 芽生	監 事	常務に従事していない	—

## 2. 少額短期保険業者の主要な業務の内容

当会会員の生活の共済を図る事業として、以下の制度を運営しています。

有配当総合保険	アビリティ共済「たすけ愛」プラン ♠+♥+◆ アビリティ共済「たすけ愛プラス」プラン ♠+♥+◆ アビリティ共済「ほすぴた」プラン ♠+◆ アビリティ共済「ダブルほすぴた」プラン ♠+◆
有配当すりむ医療保険	アビリティ共済「すりむ」プラン ♠+◆

♠ …医療保険分野    ♥ …生命保険分野    ◆ …損害保険分野

## 3. 少額短期保険業者の主要な業務

### イ. 直近の事業年度における業務の概況（2016年度）

#### ■ 加入状況

- ・ 期首保有契約件数は1,941件、当期末時点で1,846件となっており、期首比95件のマイナスとなりました。
- ・ 当会は、地域の事業者（たすけあいワーカーズ）との連携によって事業と運動を推進している。2016年度は制度改定を行なう年度としていたが、組織運営が十分でなく提案まで至っていない。
- ・ 四半期に入り、通販型の取り組み、取次店登録の提案、募集人を特定活動会委員による活動としての位置づけの提案議論を行なう。2017年度より実施することの合意が取れた。
- ・ 2017年3月末には、中長期計画答申が理事会に提出され、制度改定の項目案が示される。

【全体状況】 解約・不更新等による契約減が、新規契約増を上回っている状況が続いている。

【加入推進方法】 会員向け広報物での宣伝、会員を集めての説明会（募集人による）等。

【保有契約件数の推移】 2012年3月末 2,160件 (+9) | 2013年3月末 2,130件 (-30)

2014年3月末 2,099件 (-31) | 2015年3月末 2,038件 (-61)

2016年3月末 1,941件 (-97) | 2017年3月末 1,846件 (-95)

#### ■ 収支状況

- ・ 収入保険料は、83,342千円（前年度比95.9%、3,552千円）。昨年度に比べ保有契約件数が大幅に減となっているため収入保険料が減った。保有契約の拡大について早急の対策を要する。入り続けたい保障内容にすることが急がれる。
- ・ 保険金支払額は、予算内、16,832千円（前年比144.6%、5,196千円増）、
- ・ 経常増減額が大幅増となっている。16,599千円（前年比238.7%、9,644千円増）

## ■ 財務状況

- ・ 契約準備金として、支払備金(含む I B N R 支払備金) 3,133 千円、責任準備金 47,123 千円の合計 50,256 千円を積み立てました。  
異常危険準備金は、計画的積立を含めて 904 千円の積増。  
契約者配当準備金は、増配することとして 988 千円積増。
- ・ 純資産は、61,339 千円 (対前期 15,611 千円増) となった。事業安定積立金は、51,339 千円で 5 千万円の大台に乗せた。
- ・ 保険金等の支払能力の充実状況を示す比率(ソルベンシー・マージン比率)は 2,704.6% (対前期 731.5% 増) となった。

## ロ. 直近の三事業年度における主要な業務の状況を示す指標等

種類 \ 実績	前々期	前期	当期
経常収益	96,118 千円	89,811 千円	89,133 千円
経常利益	276 千円	6,955 千円	72,533 千円
当期純利益	837 千円	6,534 千円	15,610 千円
事業留保金	10,000 千円	10,000 千円	10,000 千円
保険業法上の純資産額	45,920 千円	53,420 千円	69,935 千円
総資産額	86,548 千円	101,525 千円	112,786 千円
責任準備金残高	37,075 千円	51,925 千円	47,123 千円
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	1,701.2%	1,973.1%	2,704.6%
従業員数	4 人	4 人	1 人
正味収入保険料	88,467 千円	86,359 千円	83,183 千円

## ハ. 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標等

			保険種類	2015 年度	2016 年度
主要な業務の状況を示す指標等	1	正味収入保険料 =元受正味保険料	医療	86,359 千円	83,183 千円
			その他	—	—
			計	86,359 千円	83,183 千円
	2	保険引受利益	医療	18,532 千円	28,685 千円
			その他	—	—
			計	18,562 千円	28,695 千円
	3	正味支払保険金 =元受正味保険金	医療	11,636 千円	16,832 千円
			その他	—	—
			計	11,636 千円	16,832 千円
[出再について] : 当会は再保険を利用していません。					
保険引受利益 = 保険料 - 支払保険金 - 事業費 - (支払備金・責任準備金繰入額 - 支払備金・責任準備金戻入額)					
保険契約に関する指標等	1	契約者配当金額	医療	11,607 千円	12,096 千円
			その他	—	—
			計	11,607 千円	12,096 千円
	2	正味損害率 (対正味収入保険料)	医療	13.5%	20.2%
			その他	—	—

		正味事業費率 (対正味収入保険料)	計	13.5%	20.2%	
			医 療	51.7%	52.2%	
			そ の 他	—	—	
		正味合算率 (対正味収入保険料)	計	51.7%	52.2%	
			医 療	65.2%	72.4%	
			そ の 他	—	—	
	3	発生損害額 (対粗既経過保険料)	計	10.0%	20.2%	
			医 療	10.0%	20.2%	
			そ の 他	—	—	
		元受事業費率 (対粗既経過保険料)	計	51.5%	52.0%	
			医 療	51.5%	52.0%	
			そ の 他	—	—	
元受合算率 (対粗既経過保険料)	計	61.5%	72.2%			
	医 療	61.5%	72.2%			
	そ の 他	—	—			
経理に関する指標等	1	支払備金の額	医 療	3,108 千円	3,133 千円	
			そ の 他	—	—	
			計	3,108 千円	3,133 千円	
		責任準備金の額	医 療	51,925 千円	47,123 千円	
			そ の 他	—	—	
			計	51,925 千円	47,123 千円	
	2	任意積立金（事業安定積立金） の残高	医 療	35,728 千円	51,339 千円	
			そ の 他	—	—	
			計	35,728 千円	51,339 千円	
	3	損害率の上昇に対す る経常利益又は経常 損失の額の変動	経常利 益の減 少額	医 療	871 千円	835 千円
				そ の 他	—	—
			計	871 千円	835 千円	
[算出方法] : 経常利益の減少額 = 当期粗既経過保険料 × 1%						
資産運用に関する指標等	1	運用資産の状況	現 預 金	87,520 千円 (86.2%)	98,780 千円 (87.6%)	
			金 銭 信 託	—	—	
			有 価 証 券	—	—	
			運用資産計	87,520 千円 (86.2%)	98,780 千円 (87.6%)	
			総資産の残高	101,526 千円 (100.0%)	112,786 千円 (100.0%)	
	2	利息配当収入の額 及び運用利回り	現 預 金	0 千円 (0.0%)	0 千円 (0.0%)	
			金 銭 信 託	—	—	
			有 価 証 券	—	—	
			小 計	0 千円 (0.0%)	0 千円 (0.0%)	
			そ の 他	—	—	
			合 計	0 千円 (0.0%)	0 千円 (0.0%)	
	[算出方法] : 利回り = 利息配当収入 ÷ ((年始運用資産 + 年末運用資産 - 利息配当収入) ÷ 2) × 100%					
[有価証券の保有について] : 当会には有価証券を保有していません。						

## ニ 責任準備金の残高

	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金	合 計
医 療	25,308 千円	8,595 千円	13,219 千円	47,123 千円
そ の 他	—	—	—	—
計	25,308 千円	8,595 千円	13,219 千円	47,123 千円

## 4. 少額短期保険業者の運営に関する事項

### イ リスク管理の体制

- ・ 当会は、リスク管理に関する必要な事項を定め、事故の防止および損失の最小化を図るためリスク管理規程を整備しています。
- ・ また、当会は上記の規定に基づいてリスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は、共済運営上のリスクに係る基本方針を定め、リスク管理体制の充実を図ることを目的としています。
- ・ リスク管理委員会は、理事長を委員長として、理事長、理事、保険計理人および共済事務局長をもって構成しています。また、6ヶ月に一度の開催とし、必要があれば臨時開催しています。
- ・ リスク管理委員会では、分野ごとのリスク管理を行っています。

リスクの書類	担 当
契約引受リスク	共済事務局、保険計理人
流動性リスク（資金運用リスク・預金金利）	（投資による資金運用は行っていない）
事務・システムリスク	共済事務局
大規模地震災害リスク	共済事務局

### ロ 法令遵守の体制

- ・ 当会は、法令に基づく適切な共済運営とするため、コンプライアンス管理に関する定めとしてコンプライアンス管理規程を整備しています。また、特に不祥事故への対応については、不祥事故対応規程を整備しています。
- ・ また、当会は上記コンプライアンス規程に基づいてコンプライアンス管理委員会を設置しています。コンプライアンス管理委員会は、共済運営上の法令遵守体制を目的とし、業務に関わる事項の法令等違反の可能性の確認・検証、コンプライアンス体制を含む方針を決定します。さらに、不祥事故が生じた時には事実を調査し、対応措置を講じることとしています。
- ・ コンプライアンス管理委員会は理事（共済担当理事を含む）、専務理事、共済事務局長をもって構成しており、副理事長が長を務めることを慣例としています。また、四半期に一度の開催とし、必要に応じて臨時開催しています。

### ハ 指定少額短期保険業紛争解決機関の商号又は名称

- ・ 当会は、苦情処理および紛争解決に係る措置として、下記の指定紛争解決機関（金融ADR）と利用契約を締結しています。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」	
電 話	0120-82-1144（フリーダイヤル）
受付時間	9：00～12：00 13：00～17：00
受 付 日	月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

- ・ 保険契約者等と当会との間で共済運営に関する紛争が生じて当事者間で解決が見いだせない場合には、上記ADRを利用して中立・公正である第三者の仲介を得ることによって、裁判外での問題解決を図ることができます。

5. 少額短期保険業者の直近の二事業年度における財産の状況

イ 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び株主資本等変動計算書

[貸借対照表]

(単位 千円)

科 目	前期	当期	科 目	前期	当期
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	87,520	98,780	保険契約準備金	55,033	50,256
現金	0	0	支払備金	3,108	3,133
預貯金	87,520	98,780	責任準備金	51,925	47,123
有価証券	—	—	代理店借	0	0
国債	—	—	再保険借	0	0
地方債	—	—	短期社債	0	0
その他の証券	—	—	社債	0	0
有形固定資産	0	0	新株予約権付社債	0	0
土地	—	—	その他負債	763	1190
建物	—	—	借入金	327	394
リース資産	—	—	未払法人税等	0	0
建設仮勘定	—	—	未払金	0	0
その他の有形固定資産	0	0	未払費用	435	795
無形固定資産	0	0	前受収益	0	0
ソフトウェア	0	0	預り金	0	0
のれん	—	—	リース債務	0	0
リース資産	—	—	資産除去債務	0	0
その他の無形固定資産	—	—	仮受金	0	0
代理店貸	—	—	その他の負債	0	0
再保険貸	—	—	退職給付引当金	0	0
その他資産	6	6	役員退職慰労引当金	0	0
未収金	—	—	価格変動準備金	0	0
未収保険料	—	—	繰延税金負債	0	0
前払費用	6	6			
未収収益	—	—	負債の部 合計	55,797	51,447
仮払金	—	—	(純資産の部)		
その他の資産	—	—	事業留保金	10,000	10,000
前払年金費用	—	—	新株式申込証拠金	—	—
繰延税金資産	—	—	資本剰余金	—	—
供託金	14,000	14,000	資本準備金	—	—
			その他資本剰余金	—	—
			利益剰余金	35,728	51,339
			利益準備金	0	0
			事業安定積立金	35,728	51,339
			繰越利益剰余金	0	0
			自己株式	—	—
			自己株式申込証拠金	—	—
			株主資本合計	—	—
			その他有価証券評価差額金	—	—
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	—	—
			評価・換算差額等合計	—	—
			新株予約権	—	—
			純資産の部 合計	45,728	61,339
資産の部合計	101,526	112,786	負債及び純資産の部合計	101,526	112,786

(1) 注記

- ①継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在しません。
  - ②会計方針に関する事項有形固定資産の減価償却の方法定率法その他の会計方針は当会の現状では該当しません。
  - ③会計方針は変更していません。
  - ④資産に係る引当金を直接控除することはありません。
  - ⑤当会には子会社はありません。
  - ⑥理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権、金銭債務はありません。
  - ⑦繰延税金資産、繰延税金負債はありません。
  - ⑧リース契約はありません。
  - ⑨重要な係争事件に係る損害賠償義務等はありません。
  - ⑩契約者配当準備金は 988 千円の増額、支払額は 12,096 千円です。
  - ⑪当会の資産は担保に供されていません。
  - ⑫当会は再保険を利用していません。
  - ⑬当会には株式および基金はありません。
  - ⑭上記のほか、財産の状態を正確に判断するための必要な事項は特にありません。
- (2) 保険業法第 272 条の 18 において準用する同法 113 条規定の「資産の部に計上する金額」はありません。
- (3) 貸借対照表での科目の細分は行いません。
- (4) 「その他の資産」「その他の負債」での詳細名称はありません。
- (5) 当法人にはリース資産はありません。

[損益計算書]

(単位 千円)

科 目	金 額	
	前期	当期
経常収益	89,811	89,133
保険料等収入	86,894	83,342
保険料	86,894	83,342
再保険収入	—	—
回収再保険金	—	—
再保険手数料	—	—
再保険返戻金	—	—
その他再保険収入	—	—
支払準備金戻入額	2,917	0
責任準備金戻入額	0	5,790
資産運用収益	0	0
利息及び配当金等収入	0	0
その他運用収益	—	—
その他経常収益	0	0
経常費用	82,856	72,533
保険金等支払金	23,778	29,088
保険金等	11,636	16,832
解約返戻金等	535	159
契約者配当金	11,607	12,096
再保険料	—	—
責任準備金等繰入額	14,429	25
支払備金繰入額	0	25
責任準備金繰入額	14,429	0
資産運用費用	—	—
事業費	44,648	43,420
営業費及び一般管理費	44,648	43,420
税金	—	—
減価償却費	—	—
退職給付引当金繰入額	—	—
その他経常費用	—	—
経常利益 (又は経常損失)	6,955	16,599
特別利益	0	0
負ののれん発生益	0	0
特別損失	—	—
価格変動準備金繰入額	—	—
その他特別損失	—	—
契約者配当準備金繰入額	420	988
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)	6,543	15,610
法人税及び住民税	—	—
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	—	—
当期純利益 (又は当期純損失)	6,534	15,610

[キャッシュ・フロー計算書]

(単位 千円)

科 目	金 額	
	前期	当期
営業活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	86,894	83,342
再保険による収入	—	—
保険金等支払による支出	△ 11,363	△ 16,832
解約返戻金等支払による支出	△ 535	△ 159
再保険料支払による支出	—	—
事業費の支出	△ 44,674	△ 43,060
その他	—	—
小 計	30,047	23,290
利息及び配当金等の受取額	0	0
利息の支払額	0	0
契約者配当金の支払額	△ 11,607	△ 12,096
その他	—	—
法人税等の支払額	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,440	11,194
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	—	—
有価証券の取得による支出	—	—
有価証券の売却・償還による収入	—	—
保険業法第 113 条繰延資産の取得による支出	—	—
その他	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	327	394
借入金の返済による支出	△ 3,790	△ 327
社債の発行による収入	—	—
社債の償還による支出	—	—
株式の発行による収入	—	—
自己株式の取得による支出	—	—
配当金の支払額	—	—
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,462	△ 66
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	14,978	11,260
現金及び現金同等物期首残高	72,542	87,520
現金及び現金同等物期末残高	87,520	98,780

注記

現金及び現金同等物の範囲 … 現金、通常郵便貯金、定額貯金、普通預金

## [株主資本等変動計算書]

(単位 千円)

(a) 前期 自 2015年4月1日 至 2016年3月31日	株主資本			純資産合計
	事業留保金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	10,000	29,193	39,193	39,193
事業年度中の変動額 当期純利益		6,534	6,534	6,534
事業年度中の変動額合計		6,534	6,534	6,534
当期末残高	10,000	35,728	45,728	45,728

(b) 当期 自 2016年4月1日 至 2017年3月31日	株主資本			純資産合計
	事業留保金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	10,000	35,728	45,728	45,728
事業年度中の変動額 当期純利益		15,610	15,610	15,610
事業年度中の変動額合計		15,610	15,610	15,610
当期末残高	10,000	51,339	61,339	61,339

ロ 保険金等の支払能力の充実の状況

[保険金の支払能力の充実の状況を示す比率(ソルベンシー・マージン比率)]

(単位 千円、%)

	前期	当期
(1) ソルベンシー・マージン総額	53,420	72,209
① 純資産の部の合計額 (繰延資産等控除後の額)	45,728	61,339
② 価格変動準備金		
③ 異常危険準備金	7,691	8,595
④ 一般貸倒引当金		
⑤ その他有価証券評価差額 (税効果控除前) (99%又は100%)		
⑥ 土地の含み損益 (85%又は100%)		
⑦ 契約者配当準備金の一部 (除、翌期配当所要額)		
⑧ 将来利益	0	274
⑨ 税効果相当額		
⑩ 負債性資本調達手段等		
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの (⑩(a))		
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの (⑩(b))		
⑪控除項目 (一)		
(2) リスクの合計額 $\sqrt{R1^2 + R2^2} + R3 + R4$	5,414	5,191
保険リスク相当額	5,220	4,975
R1 一般保険リスク相当額	5,220	4,975
R4 巨大災害リスク相当額		
R2 資産運用リスク相当額	875	987
価格変動等リスク相当額		
信用リスク相当額	875	987
子会社等リスク相当額		
再保険リスク相当額		
再保険回収リスク相当額		
R3 経営管理リスク相当額	121	119
(3) ソルベンシー・マージン比率 (1) / {(1/2) × (2)}	1,973.1	2,704.6

ハ 有価証券・金銭の信託に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

- ・ 当会の少額短期保険業に関する事業会計では有価証券を保有していません。
- ・ 当会の少額短期保険業に関する事業会計では金銭の信託をしていません。

ニ この書類について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

- ・ 当会はNPO法人であり、会社法は適用されない。したがって会計監査人は選任していません。

ホ 少額短期保険業者が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第九十三条の二（公認会計士又は監査法人による監査証明）の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

- ・ 当会は金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものに該当しないため、金融商品取引法第九十三条の二は適用されません。

6. 当該少額短期保険業者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該少額短期保険業者の経営に重要な影響を及ぼす事象の存在

- ・ 当会の共済が将来にわたって経営に重大な影響を及ぼす懸念のある事象は、特に存在していません。

以上

【 この資料についてのお問い合わせ先 】



アビリティ共済事務局

Tel. 03-5302-0391（月～金 10：00～17：00 但、祝日・年末年始を除く）